

## 国民健康保険加入者の皆さんへ 70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

問合せ:住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1868

平成29年8月から70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります。(下記太枠内)  
※70歳未満の方の上限額に変更はありません。

70歳以上の方の上限額(月ごと) 病院・診療所、歯科の区別なく合算して計算します。

所得区分	外来のみ(個人単位)	入院+外来(世帯単位)
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%※1
一般	14,000円(年間上限144,000円)	57,600円 ※1
低所得者	8,000円	24,600円(一定基準以下の場合15,000円)

※1 過去12か月以内に、高額療養費の支給が3回以上あった場合、4回目からは44,400円

## 後期高齢者医療の主な給付制度について

問合せ:住民ほけん課 高齢介護担当 ☎ 991-1884

後期高齢者医療で受けられる主な給付は次のとおりです。  
それぞれ該当がある場合は、住民ほけん課高齢介護担当へお問い合わせください。

### ■補装具を製作したとき(療養費)

医師が必要と認めた治療用装具(コルセットなど)の購入費用のうち、自己負担分を除いた額を給付します。

### ■病院に支払う医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた額を給付します。

### ■入院したとき(食事代)

入院中の食事にかかる費用のうち、一部(標準負担額)を被保険者の方々に負担していただき、残りを後期高齢者医療制度において負担します。

### 《高額療養費の限度額及び入院時食事代》(平成29年8月～)

所得区分	自己負担限度額		食事療養標準負担額(1食あたり)
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯合算)	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※1	360円
一般	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 ※1	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	90日まで210円 90日超 160円 ※2
低所得Ⅰ		15,000円	100円

※1:過去12か月に3回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降は限度額が44,400円になります。

※2:過去12か月の入院日数に応じて食事代が変わります。

住民税非課税世帯の方は、入院の際に自己負担限度額と食事療養標準負担額が減額される制度があります。  
「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。

### ■医療費と介護サービス費が共に高額になったとき(高額医療・高額介護合算療養費)

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合にその超えた金額を給付します。

### ■被保険者が亡くなったとき(葬祭費)

葬祭を行った方に5万円を給付します。

### 【必要書類など】

- ・葬祭を行った証明書類(会葬礼状 領収書等)
- ・亡くなった方の保険証
- ・葬祭を行った方の印鑑 振込先口座

所得区分	自己負担限度額(年額)
現役並み所得者	670,000円
一般	560,000円
低所得Ⅱ	310,000円
低所得Ⅰ	190,000円

注)1年間とは、毎年8月1日～翌年7月31日までとなります。